

市第118号議案

横浜市総合保健医療センター条例の一部改正

横浜市総合保健医療センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年2月17日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市総合保健医療センター条例の一部を改正する条例

横浜市総合保健医療センター条例（平成4年3月横浜市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「第50条の2第1項に規定する」を「第50条の2第1項第1号に掲げる」に、「及び精神障害者授産施設並びに」を「並びに就労支援施設及び」に改める。

第8条第2号の2中「規定する短期入所」の次に「（以下「短期入所」という。）」を、「場合」の次に「又は就労支援施設において同条第14項に規定する就労移行支援（以下「就労移行支援」という。）を受ける場合」を、「定められた短期入所」の次に「又は就労移行支援」を加え、同号の次に次の1号を加える。

(2)の3 法第19条第1項の規定により同項に規定する支給決定（短期入所又は就労移行支援に係るものに限る。）を受けた者以外の者が短期入所に準ずるサービスを受ける場合又は就労支援施設において就労移行支援に準ずるサービスを受ける場合は、法第29条第3項の規定により定められた短期入所又は就労移行支援に係る費用の額の10分の1の額及び同条第1項に定める特定費用の実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て

定める額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市総合保健医療センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

提 案 理 由

横浜市総合保健医療センターについて障害者自立支援法に規定する就労移行支援を提供する施設に移行する等のため、横浜市総合保健医療センター条例の一部を改正したいので提案する。